

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2020

月刊

中小企業レポート

5

No.522

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

令和2年度長野県中小企業融資制度について



新型コロナウイルスの感染拡大による必要な資金等は けんしんBANKへご相談ください。

新型コロナウイルスの感染拡大により事業に影響のある法人・個人事業主さまからの
経営相談や、**必要な資金のお借入れ**および**貸付条件の変更**等に対応するため
「新型コロナウイルスに係る相談窓口」を設置しております。

●受付方法・受付時間

窓口でのご相談	最寄りの営業店へのご来店によるご相談 ■月～水、および金曜日/午前9:00～午後5:00 ■木曜日(いろいろ相談会開催)/午前9:00～午後5:00
電話でのご相談	①最寄りの営業店へのご相談 ■月～水、および金曜日/午前9:00～午後5:00 ■木曜日(いろいろ相談会開催)/午前9:00～午後5:00 ②専用ダイヤルへのご相談 ■平日/午前9:00～午後5:00 TEL (026) 233-5603

けんしんBANKは、みなさまとともに歩みます。

▶▶▶▶ 簡単・便利・迅速 ◀◀◀◀

TKC会計を導入されている企業の方さまへ

けんしんBANKの
当座貸越

無担保

クイックK

けんしんBANKの
当座貸越

無担保・無保証

クイックTKC

●審査の結果ご希望に添えない場合がございます。●詳しくは、窓口までご相談ください。

当座貸越のメリット

- 必要な時にタイムリーに
資金調達
- お借入は専用伝票を
記入するだけ
- 印紙代・保証料・
事務手数料が不要
(初回ご契約時のみ印紙代がかかります。)

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊
中小企業レポート

2020

5

No.522

-
- 2 **特集**
令和2年度
長野県中小企業融資制度について
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 8 **全中インフォメーション**
-
- 9 **市町村のイチオシ!**
上松町
-
- 10 **好機逸すべからず**
高橋産業株式会社（長野市）
赤田工業株式会社（池田町）
-
- 12 **街の法律家 行政書士に聞く**
「外国人労働者受け入れの
現状と今後の課題 II」
-



〈表紙写真〉寝覚の床

上松町の中心部を流れる木曾川にある花崗岩の侵食奇岩で、浦島太郎伝説も残る景勝地です。この奇岩の上には「浦島堂」が建っており、天候や水量等の条件が良ければ岩場を渡り登って行くことが可能です。またJR中央西線の車窓からも望むことができ、特急の車掌さんから景勝地案内がされることも。

特集

令和2年度

長野県中小企業融資制度について (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

令和2年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金用途
中小企業振興資金	一般枠 拡大	事業資金をスピーディーに調達	設備
	短期継続融資枠		運転
	しあわせ信州創造枠 拡大		運転
	創業枠 拡大		設備 運転
小規模企業発展資金 拡大	小規模企業者が成長・発展するために資金を調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	設備 運転
経営健全化支援資金	経営安定対策	(1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 (2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同期に比べ5%以上減少 イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少	設備 運転
	特別経営安定対策	(1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 (2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少	
	防災・安全対策	(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方 (5) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備 運転
	災害対策 拡大 新設	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方 長野県中小企業者等グループ補助金を利用し、同補助金の交付申請をされた方	設備 運転 設備

※この掲載内容は、令和2年4月1日現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しています。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部産業立地・経営支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
1億円	10年(20年) <据置1年>	2.1%	2.2%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
5,000万円	7年[借換10年] <据置6か月> <借換は据置1年>	1年以内 1.8%		
3,000万円	1年	1.8%		
		上記資金(枠) の利率から ▲0.2%		◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
設備・運転の合計で 3,500万円	10年 <据置1年> 7年 <据置1年>	1.1%	0.8%以内 (全額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業等関連保証、創業関連保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)、(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
設備・運転の合計で 2,000万円	10年 <据置1年> 7年[借換7年] <据置6か月> <借換は据置1年>	1.9%	0.44%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
6,000万円 8,000万円	10年 <据置1年> 7年[借換10年] <据置1年>	1.9% 1.6%	0.44%以内 セーフティネット 保証等利用の場 合自己負担無し	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合) ◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能(借換後も保証料補給あり) ◇東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証を利用する方の利率を優遇(1.3%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。
貸付対象者 (3)は1.3%				
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.9%		◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外 ◇貸付対象者(5)の方は、自社で使用する電力に係る節電・省エネ設備が対象 ※売電事業を行うための設備は次世代産業向けの対象
3,000万円	7年 <据置1年>			
6,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.1%	令和元年 東日本台風 被災事業者は 0.8%	◇令和元年東日本台風被災事業者の利率引下げは令和3年度末の貸付実行分まで ◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
8,000万円	7年 <据置2年>			
4億円	10年(15年) <据置2年>			

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金用途	
信州創生推進資金	創業支援向け 拡大	創業前後の事業資金を調達 下記のいずれかに該当する方 (1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備	
			運転	
	事業承継向け 拡大	事業承継のために資金を調達 (1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 (5) 事業承継特別保証を利用する方	設備	
			運転	
	IT産業向け 新設	IT産業の発展に寄与する取組に係る資金調達 日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を営む方もしくは営もうとする方	①【創業】…信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者に該当する方で、上記業種を主業とする方	設備 運転
			②【事業拡大】…上記事業に係る事業発展や拡大を目指す方	設備 運転
			③【立地】…ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方	設備 運転
	事業展開向け 拡大	経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化のために資金調達 (1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 (4) 石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行おうとする方	設備	
			運転	
	地域活性化向け 拡大	地域を活性化する取組に係る資金調達 (1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方	設備	
運転				
企業立地向け	工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達 (1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (3) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備		
		設備		
		運転		
次世代産業向け	次世代産業に参入するために資金調達 (1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 (2)上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)	設備		
		運転		
		設備		
海外展開向け 拡大	海外への事業展開のために資金調達 県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備		
		運転		
経営改善サポート資金	外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達 経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備 運転		

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
3,500万円	10年 <据置1年>	1.1% (イノベティブ枠に該当する方は1.0%)	0.44%以内 (創業関連保証・創業等関連保証利用の場合自己負担無し)	◇ 創業後5年未満 の方も貸付対象 ◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、2,000万円+自己資金の範囲内で1,500万円の最大3,500万円が貸付限度 ◇中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇イノベティブ枠は利率優遇(1.0%)
2,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.0%		◇ 事業承継特別保証 を利用する方を貸付対象者に追加 ◇ 貸付対象者(5)に限り、既存県制度融資の借換が可能 ◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法上の認定を受けた方(中小企業者の代表者個人(予定者含む)等)も対象
3,000万円	7年[借換10年] <据置1年>			
3,500万円	10年<据置1年>	1.0%		◇「 信州ITバレー構想 」の実現に向け、 IT産業関連の事業者 に対して、 創業から事業拡大 までを幅広く支援 ◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
2,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.1%		◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度
5,000万円	7年<据置1年>			
3億円	15年<据置3年>			
5,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(3)(4)は1.4%	0.44%以内 (経営革新関連保証、経営力向上関連保証等利用の場合自己負担無し)	◇ 経営革新計画 の承認、 経営力向上計画 の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇ 脱プラスチック等石油由来製品からの転換 及びAI・IoT・ロボットに係る研究開発又は設備を導入する方の利率を優遇(1.4%)
3,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.4%		◇ 宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備 (Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象 ◇「 からだに優しい食品 」を製造する方の利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の 新築 に伴うものは対象外
3,000万円	7年 <据置1年>			
3億円	15年<据置3年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.4%		◇ 工業団地へ新設・移転・設備導入等 を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること
3,000万円	7年<据置1年>			
1億円	10年(15年) <据置2年>	1.4%		◇再生可能エネルギー発電業に取り組む方は、資金回収まで相応の期間を要する方の対象 ※売電事業を行う方は貸付対象者(1)の対象 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方 ◇貸付対象者(2)のうち航空宇宙産業及び 次世代自動車関連産業 に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用可能
3,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	15年(18年) <据置5年>			
5,000万円	12年 <据置5年>			
1億円	10年(15年) <据置1年>	1.9%	1.32%以内	◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象
3,000万円	7年<据置1年>			
設備・運転の合計で1億5,000万円	15年 <据置1年>	1.6%	自己負担無し	◇ 事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇ 信用保証料の自己負担無し ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある

新設！経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等の資金繰りを支援するため、経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）が新設されました。

ご融資条件	貸付限度額	【設備資金】6,000万円
		【運転資金】8,000万円
		経営健全化支援資金（経営安定対策） 経営健全化支援資金（特別経営安定対策） とは別枠で利用可
	金利	年0.8%
	貸付期間	【設備資金】10年以内（据置2年） 【運転資金】7年以内（据置2年） ※借換不可
	貸付対象者 （ア・イいずれかに該当する方）	ア 危機関連保証を利用する方
		イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少している方
信用保証料	危機関連保証・セーフティネット保証を利用の場合は、保証料全額補助	
必要書類	ア 危機関連保証の認定書（写し可） イ ①経営向上計画書 ②売上の減少を確認できる資料 （この他、共通提出書類が必要となります）	
各資金共通のお知らせ	1 危機関連保証、セーフティネット保証共に、認定書の写しでアッセン申込が可能となりました 2 本制度は、事業実績1年未満の事業者様はご利用が出来ません。創業者向け制度資金のご利用をご検討ください。	

阿部長野県知事に新型コロナウイルスに関する支援策を緊急要望

4月3日（金）、本会の唐沢会長ほか県内経済4団体の会長が、阿部長野県知事に、新型コロナウイルスの影響で経営が悪化している中小企業・小規模事業者の支援を緊急要望しました。



県内の各産業では、観光客の激減やイベントの中止、部材調達の遅れ、工場停止等により各産業に大幅な売上の減少が生じており、さらに台風災害からの復興途上という特殊事情も重なって、企業の資金繰りや雇用状況はますますの深刻化が見込まれる状況であることを報告すると共に、以下の事項を要望しました。

1. 新型コロナウイルス感染症により経営が悪化している中小企業・小規模事業者が金融機関から融資を受ける場合、実質的に無利子・無保証料となる制度資金を創設する。
2. 経営が悪化した中小企業・小規模事業者が雇用を維持するために、雇用調整助成金の支給日数の拡充及び早期の実施を国へ要請する。
3. 宿泊・飲食業など観光に関連した産業の大幅な減収に対し、需要喚起などの対策を講ずるとともに、長期的な観光振興策を検討する。

これに対し、阿部知事は、「しっかり受け止めさせていただく」として、積極的な対策を考えていく姿勢を示しました。

令和2年度税制改正のポイント(中小企業・小規模事業者関係)

本年度の税制改正では、オープンイノベーション税制の創設、エンジェル税制の拡充等が行われました。詳細につきましては、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

中小企業庁URL <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/191225zeiritu.html>

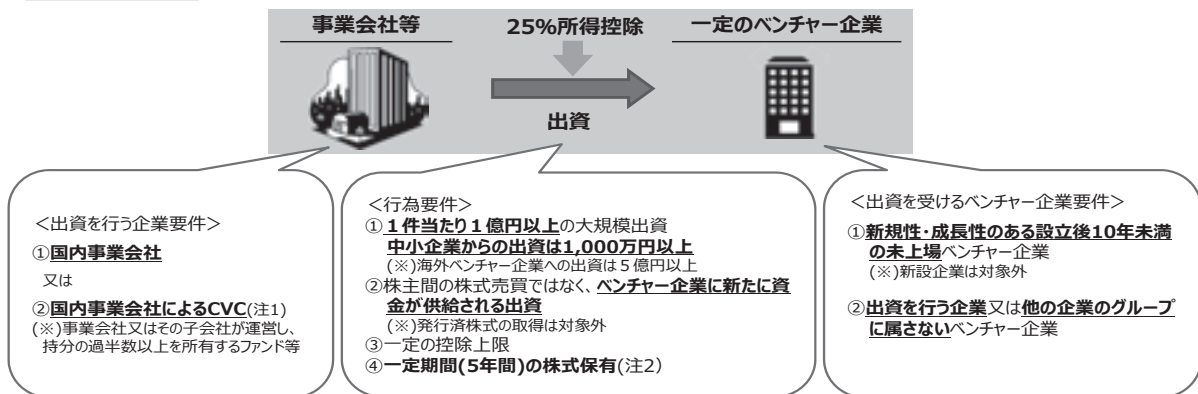
オープンイノベーション促進税制の創設 (法人税、法人住民税、事業税)

新設

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する**1億円以上の出資**について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要

【適用期限：令和3年度末まで】



- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 (エンジェル税制) (所得税・個人住民税)

拡充

- 創業間もないベンチャー企業にとって**資金調達**は依然大きな課題。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、**時代の変化に対応した制度**とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、**対象ベンチャー企業の拡大**や**多様な層の投資家**が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

改正事項① 対象企業要件を、設立後3年未満から5年未満へ改正

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加
 →長期に渡る研究開発により**黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進**

改正事項② 経済産業大臣認定制度の拡充

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充
 認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化
 →**認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進**

改正事項③ 申請手続きの重複を改善

ベンチャー企業が都道府県に行う申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

●自民党国会議員に経済対策を要望

森会長、佐藤専務理事は3月23日から25日にかけて、後藤茂之衆議院議員、甘利明税制調査会長、岸田文雄政務調査会長、根本匠中小企業・小規模事業者政策調査会会長、逢沢一郎衆議院議員、村井英樹衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、松村祥史参議院議員、福田達夫衆議院議員、松島みどり衆議院議員、木原誠二衆議院議員（要望順）と面会し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と早期収束に向けて、より一層、強力な対策を講じるとともに、危機に陥っている多くの中小企業・小規模事業者への資金繰り等の予算・補助金等や雇用・労働、事業環境の整備、消費喚起等の対策が、迅速・確実に講じられるよう要望を行いました。

●令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募について[特別枠の新設のお知らせ]

令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型、2次締切)の申請受付を令和2年4月20日より開始しましたが、今回さらに補助率を引き上げた「特別枠」を新設いたします。

◇事業概要

本事業は、中小企業・小規模事業者等今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

今般、2次締切より、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率を引き上げた「特別枠」を設けます。

なお、本公募は、令和2年度補正予算に係る事業であることから、予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、補正予算成立前に募集手続きが行われているものです。予算の執行は、令和2年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。また、予算審議において募集内容が変更された場合、補正予算成立前に受理した特別枠の申請については、再提出いただく可能性がございますので、ご注意ください。

◇公募期間

公募開始：令和2年3月31日(火) 17時

申請受付：令和2年4月20日(月) 17時

第2次締切：令和2年5月20日(水) 17時

※スケジュールは通常枠と同じです。

※申請にあたっては、GビズIDプライムアカウントの取得が必要となります。

◇公募要領等

ものづくり補助金総合サイトをご覧ください。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp>

上松町章
昭和6年12月8日制定Agematsu Town
上松町上松町キャラクター
「美林ちゃん・太郎ちゃん」

豊かな緑と水に恵まれた 木曾ひのきの里 上松町

上松町は、木材産業を中心とした成り立ちを持つ森林の町です。町西部には赤沢自然休養林を擁する広大な国有林、東には中央アルプス最高峰の木曾駒ヶ岳をいただき、町中心部を木曾川、JR中央西線、国道19号線が南北に貫いています。

主な産業は木材・木工・農林業で、良質な木曾ひのきを産出する町として、かつて上松駅に森林鉄道の集積地が隣接していましたが、現在は自動車部品等を製造する企業が誘致され、主要な産業の一翼を形成しています。

上松町とお伊勢様のかかわり

20年に一度の伊勢神宮式年遷宮には、尾張藩直轄地・皇室御料地・国有林として永年にわたり守られてきた赤沢自然休養林のひのき材が使われています。この材を切り出す^{みぞまははじめさい}「御杣始祭」は5年後の令和7年に執り行われる予定です。



御杣始祭

県立公園から国定公園へ

これまで県立公園だった木曾駒ヶ岳を中心とした広大なエリアが、令和2年3月27日に「中央アルプス国定公園」に指定されました。上松町では「木曾駒ヶ岳」と「寝覚の床」がこの国定公園に含まれています。近年のウォーキング・登山ブームやインバウンド需用にも後押しされ、来訪者は増加傾向です。



駒ヶ岳（夕景）

森の癒しと、祭りの興奮

国内森林浴発祥の地として名を馳せる赤沢自然休養林では森林鉄道の保存を行っており、また赤沢を含めた施設・エリアが「森林セラピー基地」の認定を受けています。

上松には季節毎に祭礼を執り行う神社が多くあり、中でも国の選択無形民俗文化財指定を受けている駒ヶ岳神社の「太々神楽」は特に有名です。



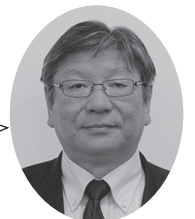
太々神楽



森林鉄道

上松町には日本三大美林の一つである木曾ヒノキが生い茂る赤沢自然休養林があります。今では世界に通じる“森林浴”（shinrin-yoku）という言葉が最初に使われたのがこの地です。

人間が本来持っている免疫力を高めると云われている森林浴は、この地での医学的な実証実験で既に学会で報告されています。皆が健康で元気になる“森林浴発祥の郷”として新たな地域づくりを進めてまいります。

上松町長
大屋 誠

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 159

高橋産業株式会社（長野市）

思い出をいつまでも残す“保存額装”に
力を入れ、ネットショップで全国から受注。

「どんな額縁もお造りします」

額縁は絵画や賞状などを飾るものというイメージは、今は昔。額に入れるものは平面状のものにとどまらず、金・銀杯やメダルなどの記念品、バッジ、子どもの初めての靴、スポーツのユニフォーム、有名ブランドのスカーフ、さらには自動車のステアリング、ヘビの脱け殻といったものまで、まさに“何でもあり”です。

長野市、松本市に「額縁のタカハシ」を展開する高橋産業は1928（昭和3）年、長野市篠ノ井に建具店として創業。60年から建具のかたわら額縁の製造を始め、小売りへの本格参入を経て、91年、額縁専業にシフトしました。以来、「どんな額縁もお造りします」をキャッチフレーズにさまざまな額装依頼に対応。オリジナル額縁の製造・販売が4割を占める、全国でも珍しいオリジナル額縁づくりの店として、全国から注文を集めています。

もっとも少子高齢化により、絵画・書道・手芸などの趣味を楽しむ人が激減。規格サイズの量産品の販売ではSCや大型店にかなわず、額縁専門店を取り巻く環境は厳しさを増しています。



ユニフォームや記念品など
“何でもあり”の額装品



ネットショップの充実をさらに進める

そのような状況の中、全国から注文を集める理由。その一つは、「造る店」を前面に掲げ、額縁の可能性を広げ、顧客ニーズに応じてきたこと。

その特長をさらに極めようと、同社はレーザー加工機を導入（平成27年度補正ものづくり補助金を活用）。データを作成すれば、熟練工しかできない加工がいつでも誰でも行えるようになり、作業安全性と精度向上、作業効率の大幅アップを実現しました。さらに木材やアクリル板に彫刻・文字彫を行い、高い付加価値を付けた新製品を開発。

積極的に拡販を図っています。

「大切にしているのは、お客様の“思い出”をいつまでも残すこと」と高橋均相談役。「紫外線をカットする透明アクリル板を採用し、湿気・酸化防止対策を行うなど“保存額装”に力を入れています」

そしてもう一つは、ネット販売をメインとする販売戦略です。2006（平成18）年、ホームページを開設してネット通販をスタート。リニューアルを重ねてネットショップを充実させ、売上げの7割を占めるまでに成長しています。

「店舗の売上げ減少をカバーできればと始めましたが、今や全国から注文が来る。つねにサイトの安全性、商品アイテム増、利用しやすさの向上に努めています」



アクリル板にレーザー加工した新製品



レーザー加工機



額縁の製造風景

それが呼び水になり「全国から来店客がある」のはうれしい誤算ですが、ネット通販をさらに伸ばそうと取り組んでいます。



高橋産業株式会社

代表 相談役 高橋 均
設立 1964（昭和39）年1月
資本金 1,000万円
従業員数 29名
本社 長野市川中島町原1392-10



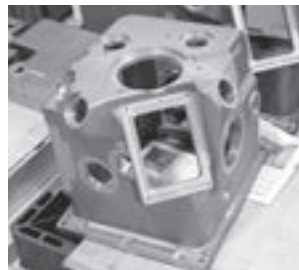
TEL.026-284-7055 FAX.026-284-5792
事業内容 額縁の製造・販売、絵画・画材・インテリア雑貨等の販売、カルチャー教室・貸しギャラリーの運営など

<https://www.gakubuti.net>

溶接、切削の技能と真空技術を生かした真空容器のネット販売で国内外に存在感。

多くの大学、研究機関等にも製品を供給

自社ブランドの真空容器（真空タンク、真空チャンバー）を中心に、省力機械・専用機械のフレーム・架台等の製造を手がける、赤田工業。1889（明治22）年に鉄工所として創業以来、溶接加工、切削加工の技能を磨き、さまざまな製品を手がけてきました。



真空チャンバー

同社に転機が訪れたのは平成に入って数年後。出展していたテクノフェアで、ある企業から相談を持ちかけられ、未知の分野だった真空容器を手がけたのです。これをきっかけに真空技術を追求、真空容器を同社の主力製品にまで成長させてきました。

超高真空が求められる電子顕微鏡や、半導体・液晶業界で欠かせない蒸着装置など、製品のほとんどが一品料理。半導体・液晶、自動車、医療、航空宇宙、化学・薬品、食品など産業界はもとより、多くの大学、研究機関等にも供給しています。

真空容器は低真空から超高真空まで各レベルに対応し、フレーム、架台などは大型が得意。しかも用途に応じて、鉄、ステンレス、アルミニウム、鋳物など素材も板厚も問わず、溶接、削り出しの



フレーム

加工が可能。その強みを生かす設備投資を積極的に行い、材料調達から加工、テストまで社内一貫生産できる体制を構築しています。

インターネット販売に注力

同社は国内外に受注を広げていますが、その最大要因がインターネット販売への注力。

「お客様からポンチ絵を送っていただくだけで手早く真空容器が作れる。それが評判を呼び、専用サイトからの受注が増えています」と赤田弥寿文社長。「真空タンク」「真空チャンバー」のキー

ワード検索で1～2位を獲得し、成約率は30%前後に上ります。さらに納期短縮、原価低減に力を入れ、ネット販売で月400万円の受注を目指しています。

同社では今後の需要の高まりを見据え、平成27年度補正のものづくり補助金を活用し、3次元レーザー加工機を導入。はめ合わせ作業など手作業に頼っていた工程をなくすとともに、熟練工に頼る加工からの転換を図り、より精度の高い加工を可能にしました。

「溶接、切削の技能と真空技術をコアに、『赤田工業といえば真空チャンバーと大型を中心とするフレームだ』とアピールしていきたい。そのためにもCAD/CAM+AIによる生産工程の標準化に取り組んでいきたい」と赤田社長は力を込めます。



3次元レーザー加工機

人材育成にも並々ならぬ力を入れる同社では、入社1年未満、パート社員を除く社員の97%が国家技能検定技能士資格を保有。これも全国トップレベルを誇ります。



赤田工業株式会社

代表 代表取締役社長 赤田弥寿文
設立 1964（昭和39）年8月
資本金 1,000万円
従業員数 51名
本社 北安曇郡池田町大字会染6108-75



TEL.0261-62-2235 FAX.0261-62-9071
事業内容 各種省力機械、専用機、自動機の製造、真空チャンバー、耐圧容器の製造、半導体及び液晶製造装置の製作、油圧機器及び装置、各種治工具の製作、小物～大物の機械加工、板金加工、各種溶接（鉄、アルミ、ステンレス）

<https://akada.jp>



ネットで受注した真空製品

外国人労働者受け入れの現状と今後の課題 II

令和2年3月1日現在、長野県に住民登録している外国人の総数は、33,347人です（今までのピークは2005年の44,726人でした）。長野県の人口は2,009,887人ですので、長野県民の外国人の割合は約1.66%ということになります。参考までに県内の市町村で最も多くの外国人を抱えているのは松本市で3,515人。比率的には白馬村が最も高く、人口の約11.7%が外国人です（長野県HPより）。

私たち行政書士は外国人の方々から様々な相談を受けています。行政書士の業務範囲である在留資格などの出入国在留管理局に関わる業務と国籍取得・帰化・涉外相続などの業務に対応しており、近年では「働くためにはどうしたら良いのか」「どのような在留資格がとれるのか」などの相談が多くなっています。これらのお問い合わせは企業側からもいただいております。現在の日本は、泡沫だったとは言え、光り輝いていた時代に比べますと、泥沼から這い上がっていない印象がありますが、多くの東南アジア各国から見ますと、まだまだ魅力がある国であると言えます。現在多くの企業が活用している「技能実習制度」で入国を希望している外国人は大勢います。

「技能実習制度」は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度とされており、基本理念として、

①技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと。

②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと。

が定められています。しかし、技能実習生は事実上、日本国内の深刻な人手不足を補ってきた重要な労働者であると言っても良いと思います。制度と実態が乖離している部分があるのは事実です。また、報道で様々な問題が取り上げられており、制度自体に欠陥があるという議論があるのは周知の通りです。今後、実態にあった法整備がされて、

より良い制度に発展していくことを願っています。

昨年の4月、入管行政の大きな転換点がありました。これまでかたくなに拒んできた比較的短期間の訓練で行うことができる労働への門戸の開放。新たな在留資格「特定技能」が新設された改正入管法の施行です。この在留資格の内容は4月号の赤羽康志先生「外国人労働者受け入れの現状と今後の課題」に詳しく書かれていますのでそちらを再読願いたいのですが、日本に在留できる期限が最大5年という「特定技能1号」と在留期間の上限がなく先には永住者資格を得ることが可能な「特定技能2号」が創設されました。今のところ「特定技能2号」を得られる業種は、「建設業」と「造船・舶用工業」の2業種のみですが、今後拡大されていくことを期待しています。

「技能実習生」「特定技能1号」この2つの資格の在留期間は最大5年間であり、それ以上日本での在留を認めないという点が外国人労働者の使い捨てと批判される理由です。今後、日本は益々高齢化が進みます。日本全人口の年齢の中央値48.6歳（2020年）は世界第1位です（World Population Prospectsより）。若年労働者が不足することは明らかであり、外国人に頼らずには社会を支えられない時代がもうすぐそこに来ているのです。AIやロボット技術が進んでも人間の代替は難しいだろうと言われている介護に関して、台湾では日本ほど高齢化率が低いにもかかわらず、多くの介護人材をインドネシアやフィリピンから受け入れているようです。今後、各国で人材の奪い合いが起きることも予想されています。国民レベルで国の様々なビジョン（移民を受け入れるか否かなども）を考える時が来ていると思います。

最後に、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のために航空各社が路線・便数変更を行っており、帰国が困難になっている方や逆に一時帰国した外国人が日本に戻れないというケースが多く発生しています。在留期間の更新などについて様々な救済措置がとられていますので、お困りの方が身近にいらっしゃいましたら、出入国在留管理局や行政書士会などにお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について

長野労働局労働基準部 健康安全課

新型コロナウイルス感染症が国内でも拡大しており、4月7日には、全国的に緊急事態宣言が出されました。長野県内においても、4月13日時点で36名の感染者が確認されている状況です。

長野労働局では、去る4月2日に、標題について長野県中小企業団体中央会を含む98団体に対して、チェックリストを用いた対応等の周知協力を要請しました。その概要は以下のとおりです。皆様の事業場においても、事業者・労働者が一体となって、こちらの対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 職場における対策の基本的な考え方

①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が重なる場所を避け、事業者、労働者それぞれが行動変容を心がけ、職場の内外で感染防止行動の徹底に取り組んでいただくことが必要です。

2 大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

以下の内容と次頁のチェックリストを参考に、**実行可能な感染防止対策**を検討・実施してください。

(1) 職場内での感染症防止行動の徹底

- ・換気設備を適切に運転・管理するとともに、1時間に2回程度窓を全開して換気する
- ・物品・機器等の共用を避け、やむを得ないものはこまめに消毒する
- ・掲示等で手洗いの徹底を促すとともに、手指消毒用アルコールを備え付ける
- ・咳エチケットを徹底するとともに、①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件を作らないよう工夫する（電話やメールの活用による会議の削減、通常時1m・会話時2m以上の間隔確保、昼休みの分散化等）
- ・長時間労働を避け、十分な栄養と睡眠の確保を促すなど、職員の健康管理に配慮する

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

- ・出勤・帰宅時、飲食前の手洗い等を徹底する
- ・テレビ会議、時差出勤、公共交通機関以外の移動方法を活用する

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

3 風邪症状を呈する労働者への対応について

新型コロナウイルスは、感染から発症までに数日から14日程度の潜伏期間があり、初期症状としては発熱や咳などの風邪症状が多く見られます。このため、風邪症状が見られる労働者については、以下のとおり感染の可能性を考えた労務管理を行ってください。その際、高齢者、基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方は、重症化のおそれがあるため、特に配慮してください。

- ・当該労働者の出勤免除（又はテレワークの指示）と外出自粛勧奨
- ・欠勤中の賃金の取扱は、労働者が安心して休暇を取得できるよう、労使で協議・協力の上で検討
- ・当該労働者が医療機関の受診等のためにやむを得ず外出する際も、公共交通機関の利用自粛を勧奨
- ・以下の【相談の目安】を労働者に周知徹底し、該当者は必ず最寄りの保健所に電話で相談

【相談の目安】

- ① 一般の方
 - ・風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ② 高齢者、基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方
 - ・風邪症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続く場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

事業場内で新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合に備えて、以下の事項を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知してください。

- ・陽性者や濃厚接触者発生時の報告先・担当とその情報の取扱について
- ・職場の消毒等が必要になった場合の対応について
- ・陽性者や濃厚接触者への解雇等の不利益取扱の禁止について
- ・休業や賃金の取扱等その他の事項について

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

国や自治体のHPを活用して、最新の情報を収集し、労働者に周知してください。

※詳細は、長野労働局HPの新型コロナウイルス対策特設ページをご覧くださいほか、長野労働局健康安全課又はお近くの労働基準監督署までお問合せください。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確 認	
1 感染防止のための基本的な対策			
	(1) 咳エチケットの徹底について		
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(2) 手洗い等の徹底について		
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
	・出社時等に、全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(4) その他の対策について		
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ		
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ		
・その他 ()	はい・いいえ		
2 クラスターの発生防止のための対策			
	(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ	
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ	
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ	
	・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ	
	・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ	
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ	
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ	
	・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(4) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ	
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	3 風邪症状が出た場合等の対応		
		・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
		・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（※）」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
		・その他 ()	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応			
	(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
	(2) 陽性者等が出た場合の把握		
	・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
	・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
	・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ	
	・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	
	(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ	
・その他 ()	はい・いいえ		
5 感染防止に向けた行動変容			
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ	
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ	
	・その他 ()	はい・いいえ	

※ 本リストは新型コロナウイルス感染症への基本的な対策の実施状況を確認するためのものです。その結果を踏まえて、事業者と労働者がすぐに行えることを確実に実施いただくことが大切です。

※ 結果は衛生委員会等に報告し、改善につなげてください。衛生委員会等が設置されていない事業場では、事業者の自主点検に使用してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆さまへ

専用の各種保証制度で資金繰りをサポートしています。

	災害緊急特別保証	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているまたは受けるおそれのある方	突発的な災害(自然災害等)の発生に起因した売上高等の減少について市町村長の認定を受けた方	業況の悪化している業種(全国的)に属する事業を行っており、売上高等の減少について市町村長の認定を受けた方	大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として国が認定した案件に起因して、売上高等の減少について市町村長の認定を受けた方
資金用途	災害等の発生により必要な事業資金	経営の安定に必要な資金		経営の安定に必要な資金
保証限度額	8,000万円(一般保証枠)	2億8,000万円(別枠)		2億8,000万円(別枠)
保証期間	10年以内 (据置期間2年以内)	資金用途等に応じた適切な期間		10年以内 (据置期間2年以内)
保証料率	0.25%~1.70% (通常料率より0.2%引き下げ)	0.80%以内	0.64%以内	0.80%以内
取扱期間	令和2年2月26日 ~令和3年2月28日	国が指定する期間	国が指定する期間	国が定める期間 (取扱期間内に貸付実行する必要があります)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県市町村制度資金ではご利用いただけません。(当協会独自の保証制度) ・ 既存保証口の借換も可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般保証、危機関連保証とは別枠でご利用いただけます。 ・ 「令和2年新型コロナウイルス感染症」がセーフティネット保証4号の対象に指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティネット保証5号の指定業種は中小企業庁ホームページに掲載されています。 https://www.chusho.meti.go.jp/ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般保証、セーフティネット保証とは別枠でご利用いただけます。 ・ 「令和2年新型コロナウイルス感染症」が危機関連保証の対象に認定されています。

制度によって、保証料補助が受けられる場合があります。

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。また、ホームページをご覧ください。



中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター

ホームページ：<https://www.nagano-cgc.or.jp>
E-mail：hosyo@nagano-cgc.or.jp
電話相談窓口：☎ 0120-34-7680

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病をお持ちの方も
ご相談ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額(①+②)
100万円コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階 TEL.026(269)0885
【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキダビル3階 TEL.0268(24)1789
【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階 TEL.0263(33)0510
【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルパレス1階 TEL.0266(78)4033
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階 TEL.0265(24)7099

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BEST PARTNER
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクを
 カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおり・約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 上田営業部 TEL:0268-24-2755
 松本営業部 TEL:0263-35-8519 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 佐久営業部 TEL:0267-62-0358
 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 東御営業部 TEL:0268-64-5413

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
 B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31

令和2年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年度は規模を縮小して行います。正副会長、支部長等の一部総代にはご出席いただきますが、総代の皆様には書面による議決権・選挙権の行使をお願い致します。総代組合様には、開催通知及び議案書を送付させていただきます。

日時 令和2年5月25日（月）午後1時30分

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 令和元年度事業報告承認について |
| 第2号議案 | 令和元年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について |
| 第3号議案 | 令和2年度事業計画（案）決定について |
| 第4号議案 | 令和2年度収支予算（案）決定について |
| 第5号議案 | 令和2年度会費賦課基準（案）決定について |
| 第6号議案 | 任期満了に伴う役員・総代選任について |
| 第7号議案 | その他特別に議する事項について |
| 報告事項 | 顧問及び参与推戴報告について |

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の 締切が迫っています！

補助上限1,000万円、補助率1/2（原則）で
新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額
+3%以上/年

要件②：給与支給総額
+1.5%以上/年

要件③：事業場内最低賃金
地域別最低賃金+30円

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資を行う事業者については、要件①～③に係る目標値の達成時期を1年間猶予します。

3月31日（火）17時～ 公募開始

4月20日（月）17時～ 電子申請受付

5月20日（水）17時 応募締切（2次締切）

最新情報は、ものづくり補助金総合サイトをご覧ください。 <http://portal.monodukuri-hojo.jp>

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業
退職金 積立制度

「中退共」で
検索！

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
（財）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT

2020
5
No.522

第522号 令和2年5月10日発行
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 TEL:026(234)0145
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 TEL:0266(52)6600
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:0263(35)6211



人を思う。未来を思う。

商工中金